二　一に係るもの以外の財政再生団体等の許可基準

健全化法第11条及び健全化令第13条に規定する場合について、財政の再生の状況を踏まえ、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。また、健全化法第20条の規定による勧告を受けた地方公共団体については、当該勧告に基づいて講じた措置の内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

三　財政再生団体等が加入する組合等

財政再生団体等が加入する組合及び財政再生団体等が設置団体である地方開発事業団については、当該財政再生団体等が策定した財政再生計画との整合性に留意して地方債の許可等を行うものとする。

第五　退職手当債及び第三セクター等改革推進債に係る許可基準

一　退職手当債

1　一般会計退職手当債

退職手当額（国家公務員ベース）が総務省令で定める平年度ベースの標準退職手当額を上回る地方公共団体で、今後の定員や人件費の適正化に関する計画（以下「定員管理・給与適正化計画」という。）を定め総人件費の削減に取り組むものに対し、当該上回る額の範囲内で、かつ、定員管理・給与適正化計画の作成を通じた将来の人件費の削減により償還財源が確保できると認められる範囲内の額を対象とするものとする。

2　公営企業退職手当債

定員管理・給与適正化計画を定め総人件費の削減に取り組む公営企業に対し、職員の退職に伴う減員や人件費の適正化によって、当該公営企業の将来の人件費の削減により償還財源が確保できると認められる範囲内の額を対象とするものとする。

3　退職手当債に係る許可手続

協議団体に係る簡易協議手続は、退職手当債の地方債許可手続について準用する。

二　第三セクター等改革推進債

1　許可の対象

議会の議決を得て公営企業の廃止、土地開発公社又は地方道路公社の解散又は業務の一部の廃止及び損失補償を行っている法人等の解散又は事業の再生に取り組む地方公共団体であって、その財政の健全化の効果、実質公債費比率及び将来負担比率の将来の見通し、これらの比率を抑制するために必要な措置その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、将来の財政の健全な運営に資する改革を行うと認められる地方公共団体について発行を許可するものとする。

2　第三セクター等改革推進債に係る許可手続

協議団体に係る簡易協議手続は、第三セクター等改革推進債の地方債許可手続について準用する。

○総務省告示第百三十四号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定に基づき、平成二十二年度地方債計画を次のように作成したので、同項の規定により公表する。

平成二十二年四月一日　　総務大臣　原口　一博

平成22年度地方債計画

（単位：億円、％）

項目	平成22年度計画額(A)	平成21年度計画額(B)	差引 (A)−(B) (C)	増減率 (C)／(B)×100
一　一般会計債				
1　一般公共事業	14,985	18,186	△　3,201	△　17.6
2　公営住宅建設事業	1,283	1,532	△　249	△　16.3
3　災害復旧事業	321	372	△　51	△　13.7
4　教育・福祉施設等整備事業	5,062	5,974	△　912	△　15.3
(1)　学校教育施設等	1,622	1,923	△　301	△　15.7
(2)　社会福祉施設	249	291	△　42	△　14.4
(3)　一般廃棄物処理	1,054	1,243	△　189	△　15.2
(4)　一般補助施設等	1,537	1,817	△　280	△　15.4
(5)　施設（一般財源化分）	600	700	△　100	△　14.3
5　一般単独事業	23,251	27,057	△　3,806	△　14.1
(1)　一般	4,791	5,328	△　537	△　10.1
(2)　地域活性化	600	844	△　244	△　28.9
(3)　防災対策	1,039	1,222	△　183	△　15.0
(4)　地方道路等	8,621	10,163	△　1,542	△　15.2
(5)　旧合併特例	8,200	9,500	△　1,300	△　13.7
6　辺地及び過疎対策事業	3,133	3,116	17	0.5
(1)　辺地対策	433	478	△　45	△　9.4
(2)　過疎対策	2,700	2,638	62	2.4
7　公共用地先行取得等事業	516	607	△　91	△　15.0
8　行政改革推進	3,200	3,200	0	0.0
9　調整	200	100	100	100.0
計	51,951	60,144	△　8,193	△　13.6
二　公営企業債				
1　水道事業	3,535	3,570	△　35	△　1.0
2　工業用水道事業	233	289	△　56	△　19.4
3　交通事業	2,698	2,564	134	5.2
4　電気事業・ガス事業	61	36	25	69.4
5　港湾整備事業	515	550	△　35	△　6.4
6　病院事業・介護サービス事業	2,779	2,414	365	15.1
7　市場事業・と畜場事業	934	128	806	629.7
8　地域開発事業	1,459	1,339	120	9.0
9　下水道事業	12,500	13,494	△　994	△　7.4
10　観光その他事業	42	130	△　88	△　67.7
計	24,756	24,514	242	1.0
合計	76,707	84,658	△　7,951	△　9.4
三　公営企業借換債	300	—	300	皆増
四　臨時財政対策債	77,069	51,486	25,583	49.7
五　退職手当債	4,900	5,700	△　800	△　14.0
六　国の予算等貸付金債	(　1,185)	(　1,819)	(△　634)	(△　34.9)
総計	(　1,185) 158,976	(　1,819) 141,844	(△　634) 17,132	(△　34.9) 12.1